

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成27年12月10日

各位

～『働くあなたにやさしい保険』の販売開始～



無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田 一義）は、『無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）～販売名称～「働くあなたにやさしい保険」』を開発し、平成27年12月21日より販売を開始しますのでお知らせいたします。

近年、単独世帯や核家族世帯が増加するなど社会構造が変化する中、世帯の働き手が重篤な疾病に罹患した場合の就業不能による収入減少や治療費負担等により、ご自身やご家族の生活に与える不安は大きくなっています。「働くあなたにやさしい保険」は、「働く世代」の方々が、重篤な疾病に罹患した場合の生活費をカバーすることのできる「やさしい」第三分野の保険です。

《「働くあなたにやさしい保険」の主な特長》

Point 1 特定疾病による毎年の生活費を確保できます。

- ◇死亡保障をなくし、特定疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による所定の状態に該当した場合^{*1}に特化した生前給付保障のため、お客さまのニーズに合わせた必要な生活費を準備することができます。
 - ◇お申し込み時に2種類の年金（有期年金・確定年金）のいずれかからお選びいただいた特定疾病年金を被保険者本人がお受取りいただけます。「有期年金」は被保険者が生存している限り保険期間が満了するまで、「確定年金」は5年間のお受取りとなります。
- ※1 所定の状態については別紙「1. 商品のお取扱い」をご参照ください。

Point 2 特定疾病による一時的な治療費を確保できます。

- ◇「有期年金」の場合、「特定疾病一時金特約（無解約払戻金・I型）」を付加することで、主契約である特定疾病年金の支払事由該当後、特定疾病年金に加えて特定疾病一時金をお受取りいただけます。
 - ◇「確定年金」の場合、特定疾病年金の全部または一部について一括でのお受取りを支払事由該当後にお選びいただくことにより、一時的に必要な治療費等を準備することができます^{*2}。
- ※2 年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する額の全部または一部となります。また、一部一括支払については、支払後の特定疾病年金額が会社の定める金額に満たない場合はお取扱いできません。

Point 3 保険料が安くなる高額割引制度があるほか、保険料の払込免除もあります。

- ◇特定疾病年金額が100万円以上の場合、高額割引制度が適用され、保険料が割安となります。特定疾病年金額に応じて4段階^{*3}の割引が設定され、特定疾病年金額が高いほど保険料の割引が大きくなります。
 - ◇特定疾病年金の支払事由該当後、保険料のお支払いは必要ありません。また、高度障害状態、身体障害の状態に該当後も保険料のお支払いは必要ありません。
- ※3 高額割引制度は特定疾病年金額に応じて適用され、100万円以上、150万円以上、200万円以上、250万円以上の4段階となります。

商品の概要については、別紙をご参照ください。

当社は、今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話：03-3434-8840



T&D保険グループ

1. 商品のお取扱い

【主契約】

名称	「働くあなたにやさしい保険」 無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）	
仕組み図 (イメージ)	【有期年金】	
	【確定年金】	
被保険者の契約年齢（満年齢）	20歳～54歳	
保険期間/保険料払込期間	50歳満了～70歳満了（1歳刻み）	
保険契約の型	三疾病型	
年金の種類	有期年金、確定年金（特定疾病年金支払期間：5年）	
特定疾病年金額	60万円以上（1万円単位）	
高額割引制度	あり（特定疾病年金額100万円以上に適用）	
保険料 払込方法	回数	月払、年払
	経路	口座振替扱、クレジットカード扱
解約払戻金	なし	
医的選択方法	告知書扱、健康診断書・人間ドック扱、診査医扱	
付加できる特約	特定疾病一時金特約（無解約払戻金・I型）、指定代理請求特約、保険料口座振替特約（定額保険用）、保険料クレジットカード払特約、責任開始期に関する特約	
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品 ※当社が指定した医師の診査後を除きます。	

【特約】

名称	特定疾病一時金特約（無解約払戻金・I型）
特定疾病一時金額	50万円～200万円（1万円単位）
付加可能な主契約の年金の種類	有期年金

※ 支払事由のうち所定の状態とは、下表のとおりです。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

がん	被保険者が給付責任開始日*1以後、保険期間中に生まれて初めて所定のがん*2と診断確定されたとき
急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に、急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*3が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

*1 責任開始の日からその日を含めて91日目。

*2 所定のがんについて、前がん状態の病変、境界悪性、上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、お支払いの対象となりません。

*3 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態。

（注）上記のお取扱いは、被保険者の性別や契約年齢等により異なります。また、募集代理店によりお取扱いが一部異なる場合があります。

詳しくは、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

2. 保険料例

(1) ご契約例（主契約）

■保険期間/保険料払込期間：60歳満了

（月払：□座振替扱）

【有期年金】

契約 年齢	特定疾病年金額					
	60万円		100万円		150万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	1,590円	2,736円	2,570円	4,480円	3,795円	6,660円
30歳	2,070円	3,846円	3,370円	6,330円	4,995円	9,435円
40歳	2,724円	4,866円	4,460円	8,030円	6,630円	11,985円

【確定年金（特定疾病年金支払期間：5年）】

契約 年齢	特定疾病年金額					
	60万円		100万円		150万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	—	—	1,830円	2,360円	2,685円	3,480円
30歳	1,656円	2,160円	2,680円	3,520円	3,960円	5,220円
40歳	2,580円	3,204円	4,220円	5,260円	6,270円	7,830円

(2) ご契約例（特定疾病一時金特約（無解約払戻金・I型））

■保険期間/保険料払込期間：60歳満了

（月払：□座振替扱）

契約 年齢	特定疾病一時金額	
	100万円	
	男性	女性
20歳	540円	640円
30歳	700円	870円
40歳	1,010円	1,220円

※上記保険料例は、ニュースリリース日時点での保険料率を基に作成しております。同料率に変更された場合、保険料が異なりますのでご注意ください。

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。

この保険のご検討・ご契約にあたっては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。